

朝保第320-7号
令和6年6月12日

薬局開設者 様

埼玉県朝霞保健所長（公印省略）

向精神薬に係る多重受診について（依頼）

当県の薬事行政について、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当所管内において、患者が医療機関を重複受診し、向精神薬を多量入手している事案がありました。

今後、同様の事案が発生するおそれがあるため、情報提供をいたします。

貴薬局におかれましては、他医療機関への受診歴や服用歴等を十分に確認し重複処方の疑義が生じた場合は、患者の処方箋の発行元医療機関に疑義照会するとともに、関係機関と連絡を取り合うなど、適切に御対応くださるようお願いいたします。

なお、向精神薬による治療薬依存については下記のマニュアルを参考にしてください。

記

（参考）重篤副作用疾患別対応マニュアル ベンゾジアゼピン受容体作動薬の
治療薬依存（厚生労働省作成）

(<https://www.pmda.go.jp/files/000245274.pdf>)

担 当 生活衛生・薬事担当 菅、沼上
電 話 048-461-0468
f a x 048-461-0133

別添

患者及び処方薬情報（現在までに判明しているもの）

1 患者情報

三芳町在住 50代 女性（R6.5現在）

不眠を訴え、受診。転居のため、以前受診していた医療機関で処方されていたのと同じ薬を出してほしいと要望。

2 処方されている向精神薬（マイナンバー保険証の履歴で判明）

トリアゾラム（ハルシオン）、エチゾラム（デパス）、ゾルピデム酒石酸（マイスリー）、エスタゾラム（ユーロジン）、ブロチゾラム（レンドルミン）、ブロマゼパム（レキソタン）、ニトラゼパム（ベンザリン）

※この内の1薬剤または複数の薬剤

※上記以外の処方薬が発行されている場合もあるのでご注意ください。